

習志野市教育委員会会議録
(令和3年第4回定例会)

- 1 期 日 令和3年4月28日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時20分
- 2 出席委員
- | | | |
|--|-------|-----------|
| | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
- 3 出席職員
- | | |
|----------------|-----------|
| 学校教育部長 | 遠 藤 良 宣 |
| 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| 学校教育部次長 | 野 村 健 一 |
| 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| 学校教育部副参事 | 根 本 勇 一 |
| 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| 教育総務課長 | 中 野 充 |
| 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| 指導課長 | 本 間 美 奈 子 |
| 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |
| 学校教育部主幹 | 利 根 川 賢 |
| 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| 生涯学習部主幹 | 宮 崎 宗 長 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 令和3年習志野市議会第1回定例会一般質問等について
- (3) (仮称)向山こども園整備設計基本計画について
- (4) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について
- (5) 訪問相談体制の充実について

第3 議決事項

- 議案第11号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰状の授与について
議案第12号 習志野市社会教育委員の委嘱について
議案第13号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
議案第14号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第15号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(4)及び議案第12号ないし議案第15号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

本間指導課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

入学式は、資料記載のとおり、滞りなく感染症対策等を講じながら実施することができた。今後行われる修学旅行については、中学校で1学期の間に予定されているが、旅行中、どのような感染症対策を行っていくかという説明を保護者に対して十分に行うこと、その上で保護者からの承諾を得て実施をすること、また、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発令中の場合には、延期または中止するということで確認をしている。その場合には、別の時期や別の行き先を各校で検討していくこととしている。

部活動に関しては、県の方針に則り、4月27日付けで学校に2点通知をしている。1点目として、部活動においては、県からの通知を踏まえ、人と人が接近するような感染リスクの高い活動は当面見送るか、違う形態で行うなど、活動内容を十分検討すること。また、5月11日までの期間において、大会やコンクール等の予定がない部活動については、活動時間の短縮や休止することも検討するという。2点目として、緊急事態宣言区域との往来自粛の徹底、並びに本市がまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていることを踏まえ、部活動等における市外遠征や市外チームを招いての交流は原則行わないということ、各学校に通知している、と概要を説明

藤原社会教育課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

生涯学習部所管施設の対応について、3月27日より、一部の施設を除き利用時間の制限を解除していたが、この度、4月28日から本市がまん延防止等重点措置区域とされたことから、緊急事態宣言期間中と同様に、原則午後5時に施設を閉館するという対応を再度講じる。なお、施設の運営に当たっては、国や県の指針、各種ガイドラインに基づき、引き続きマスクの着用、換気、消毒や利用人数制限等を実施していく。

資料3ページ目、文化・スポーツ事業の開催予定として、6月までの開催予定を記載している。コロナ禍においても、生涯学習の推進を少しでも前に進めていくため、各種事業については、感染防止対策をしっかり取りながら実施をしていく予定としている、と概要を説明

小熊教育長

子ども達の健康状態のことが報道等で取り上げられているが、習志野市の現状について、可能な範囲で補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

健康状態についてだが、4月26日付けで県の通知を受け、学校教育課としては、基本的な感染対策を徹底した上で、学校の学びを進めるということ。また、お願いとして、大型連休中も含めて不要不急の外出自粛を徹底することを各学校に通知したところである。併せて、飲食時の注意点について具体的に項目立てをして、通知を出した、と回答

小熊教育長

感染状況として、検査状況等の動向が気になる部分だと思う。可能な範囲で補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

先週あたりから、発熱等の症状を訴え、関係機関の検査を受ける小中学生が増えてきているとの報告は受けている、と回答

小熊教育長

本市においては、今ほど説明のあったような現状であり、決して安心はできないという状況で教育委員会として取りまなくてはならないし、引き続き感染防止を徹底していかなくてはならないことを確認している、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和3年習志野市議会第1回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) (仮称)向山こども園整備設計基本計画について (教育総務課)

齊藤学校教育部長

報告事項(3)「(仮称)向山こども園整備設計基本計画について」、説明する。

第一中学校区に整備するこども園については、向山幼稚園に保育機能を加え、(仮称)向山こども園を整備する計画としており、同時期に工事を予定している向山小学校の長寿命化改修工事と合わせて、令和6年度の開園に向け、令和2年度、令和3年度の2年で設計業務に取り組んでいくところである。

「(仮称)向山こども園整備設計 基本計画(案)」に記載の通り、これまでの協議、検討を取りまとめた中で、こども園については、小学校敷地の東側の第2グラウンドに園舎を整備するという基本計画を策定した。こども園の概要及び今後のスケジュールについては資料記載の通りとなるが、今後、本基本計画について、小学校、幼稚園の保護者や地域の皆様に向けた説明会等を実施することを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配布を行って意見を伺う形に変え、基本設計・実施設計の策定に取り組んでいく、と概要を説明

高橋委員

スケジュールを見ると、令和4年度の7月に小学校の長寿命化改修工事に着工し、完了するのが令和7年度の12月となっている。非常に長いように感じるが、何か理由があるのか、と質問

中野教育総務課長

学校については、学校を開校し、授業を行いながら、順次フロアを分けつつ工事を行っていく形になっている。一斉に学校の工事ができず、フロアごとに工事を行っていくことになるため、少し時間がかかるような計画となっている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(5) 訪問相談体制の充実について (総合教育センター)

安村総合教育センター所長

報告事項(5)「訪問相談体制の充実について」、説明する。

本市の重点課題として、不登校児童生徒の増加が挙げられる。令和3年度不登校児童生徒支

援対策として、訪問相談体制の充実を指導課とともに図っていきたいと思っている。

初めに、本市の不登校児童生徒の状況について説明する。不登校児童生徒の増加については、全国的に歯止めがかからない状態となっている。本市においても、小中学校ともに、ここ数年は国や県の平均を上回る状況が続いている。こうした状況を踏まえ、学校に登校させることを目的とした指導支援から、将来的な自立を目指した指導支援へ移行していきたいと考えている。

スライド資料3ページ目は、小学校別の5年間の経年変化である。令和元年度と令和2年度については、臨時休業があったことから減少傾向に見えるが、それまではほぼ全ての学校で増加となっている。昨年度3月の状況報告書では、84名の長期欠席不登校児童がおり、そのうち3名が全欠となっている。ここ数年の傾向としては、低学年の登校渋りが増えていると報告を受けている。

続いて、中学校の状況については、小学校同様に、令和2年度を除いて増加傾向にある。昨年度3月の状況報告書では、137名の長期欠席不登校生徒がおり、そのうち4名が全欠となっている。傾向としては、100日を超える長期に渡る欠席生徒が多いことが挙げられる。この長期欠席者の中には、学校を含めた家庭外との機関と関わりを持つことが難しいケースや、家族ですら本人と接することが難しいケースがある。こうしたひきこもり傾向のある児童生徒に対し、どのように支援していくかがこれからの課題と言える。こうしたケースの場合は、家庭や保護者自身も問題を抱えていることがほとんどである。そこで、児童生徒のみならず、家庭への直接的な支援策として、訪問相談員の活用が期待されている。

総合教育センターの現在の取り組みでは、電話相談、来所相談、訪問相談、適応指導教室「フレンドあいあい」、いじめメール相談がある。総合教育センターに来所して、教育相談を行う来所相談の現状としては、過去5年間の相談内容で一番多いのが不登校であった。不登校の相談は年々減少しているが、その理由としては、「その他」の増加が考えられる。登校渋りや集団不適應、友人関係などの相談についても「その他」でカウントされており、不登校と関連が高い理由も多いため、不登校に至る前に相談に来る家庭が増えたものと考えられる。

学校復帰や社会復帰を目指す、適応指導教室「フレンドあいあい」では、学校に通いづらい子ども達にとって大事な居場所となっている。人との関わりを大切にしている教室の取り組みでは、特に体育において参加率が高く、自分を表現するのが苦手な児童生徒の生き生きと活動する様子が見られた。これをきっかけに、「学校に行ってみよう」という声が聞けたこともある。

訪問相談では、登校できない児童生徒の家庭に訪問し、人間関係を作ることから始めている。今年度、担任と訪問相談員が一緒にいるときに、訪問相談員の「学校に行ってみれば」という言葉をきっかけに、学校に通い始めた児童生徒もいる。積極的に相談できる家庭ばかりではないので、こちらからアプローチし、訪問相談に繋げていくことが大切であると考えている。

不登校の児童生徒にも様々な子どもがおり、スライド資料12ページ目の表のように分類し、担任が家庭を訪問しても子どもと会えない場合などは、ぜひ、訪問相談を活用していただきたいと思っている。

スライド資料13ページ目だが、訪問相談を担当する職員は、教育相談担当指導主事3名と、教育相談員3名で行っている。教育相談では、直接子どもと相談することを目指しているが、どうしても対面できない場合は、タブレット端末等を活用し、オンラインの面接も計画している。手続きについては、矢印の①から⑥となっており、家庭から「訪問相談申込書」が学校に提出された段階で、総合教育センターとやり取りをしていく。訪問相談の年度当初の進め方としては、教育相談担当指導主事が全ての小中学校を訪問し、情報交換、情報共有をする。学校と総合教育センターが強力にタッグを組み、直接担当指導主事が学校に行き、終礼や職員会議などの場で、総合教育センターの教育相談について伝えていく。「訪問相談申込書」と「訪問相談要請書」は、総合教育センターのホームページからダウンロードできる。

今年度の課題であるひきこもり傾向の不登校児童生徒が、1人残さずどこかと繋がっている状態を作るべく、今年度取り組んでいく、と概要を説明

馬場委員

この訪問相談は、保護者が希望しないとできないシステムという理解でよろしいか、と質問

安村総合教育センター所長

原則としてはそのようになっている。ただし、希望をしていなくても、こちらからパンフレットを配布したり、どのようなことがあるかの投げかけ等はしていきたいと思っている、と回答

馬場委員

家庭の状況にもよるため、ケースバイケースの対応かと思うし、すごく難しいことだと思う。訪問して改善も見られたところもあるようなので、こういった取り組みは非常に重要だとは思うが、なかなかSOSを出せない子どもや家庭に対しての手の差し伸べ方を工夫していただきたい。少しつつこくなると引いてしまう家庭もあると思う。そのあたりの塩梅が難しいと思うが、うまくやっていただきたい。新型コロナウイルスの関係で登校を渋っている子どもはいるのか、と質問

本間指導課長

昨年度は、コロナに感染するのが怖いから休ませるというような欠席があった。ただ、統計の取り方として、コロナが理由の場合は欠席扱いにならなかった。今年度はそのことを踏まえ、コロナによる欠席であっても欠席日数としてカウントし、よりきちんと不登校児童生徒の実態を押さえられるよう、統計の取り方を工夫したいと考えている、と回答

馬場委員

様々な理由があって登校を渋ったり、不登校になるというケースがあると思うので、一つ一つのケースと丁寧に向き合って対処していただきたいと思う、と発言

高橋委員

説明を聞いていて、単に子どもの心の問題というだけではなく、もう少し広い複雑な問題があるように受けとめた。スクールソーシャルワーカーについて、習志野市ではどのようになっているのか教えていただきたい、と質問

本間指導課長

今年度は、習志野市立第五中学校に対し、県よりスクールソーシャルワーカーが派遣されている。先日の生徒指導主任会議でもスクールソーシャルワーカーに来ていただき、挨拶をしていた。積極的に活用していけるよう、会議でも周知したところである、と回答

高橋委員

小中学校ともに、そういう複雑な問題に関してはスクールソーシャルワーカーに適性があると思う。人間関係や様々な組織の調整があると思うので、有効性が見られるのであれば、仕組みについても考える余地があるのではないかと思った、と発言

小熊教育長

スライド資料11ページ目、訪問相談の人数が上がらない理由について、補足して説明していただきたい、と発言

安村総合教育センター所長

なかなか訪問の人数が伸びていかなかった理由については、様々あると思うが、主なものとして、必要とする家庭に情報が十分届いてなく、家庭に十分に内容を理解されていない可能性があるということが挙げられる。必要とする家庭に情報が届くように、毎年4月にパンフレット等を配布したり、ホームページ等に上げているが、情報が十分に届いていない可能性がある。そこで、学校としっかり連携をとり、直接先生方にその旨を説明することで、先生から家庭に情報が届く。または、そういう家庭について、直接ポスティングをするなどして、情報を届けていきたいと考えている。また、学校とともに訪問して家庭と繋いでいただき、総合教育センターだけで訪問するなど、先ほど委員から御指摘があったようにさじ加減が難しいが、根気強く繋がっていく努力をしていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

家庭から訪問相談を断られてしまうこともあるというのが実態だと思う。そういう家庭にどのように働きかけていくのか。一歩進めるためにどのようなことをしていくのか、補足して説明していただきたい、と発言

安村総合教育センター所長

まずは、理解をしていただくために顔を繋ぐことと、無理に進めていくわけではなく、学校と、学校以外の我々が動けるということがメリットかと思うので、その辺りを前面に出して、繋がっていくことを最優先としていければと考えている、と回答

小熊教育長

先ほど委員からも御指摘があったように、不登校になった児童生徒は、様々な課題で登校できなくなっており、複雑な問題が絡んでいる。我々としても様々なチャンネルを用意し、スクールソーシャルワーカーの活用も含め、家庭に伝えていかななくてはならない。そのために各家庭に足を運んだり、資料を配布したり、声掛けをしていかななくてはならないと捉えており、今年度強化していかなくてはならないと考えている、と発言

古本委員

学校に行けなくなった子どもが出た場合は、学校サイドはどのように動くのか、と質問

本間指導課長

学校サイドで行っているのは、休みが1日だけではなく、2日、3日と続いた場合には、必ず家庭と連絡を取り、家庭訪問をしたり、手紙を届けたり、電話連絡等で家庭とまず繋がる。また、3日以上休みが続いた場合には、家庭に会いに行き、もし子どもと話せるようであれば、担任、または学年の者が行って話ができるような体制を作っている。ただし、不登校の理由によっては、様々な場合が考えられるので、他の学年の者が入ったり、生徒指導主任が関わったり、長欠担当が関わったり、またはカウンセラーに繋いだりということで、担任が1人で抱えず、様々な人間が連携しながら子ども達と関わっていけるよう、組織で対応できるように整えているところである、と回答

古本委員

説明を聞いていて感じたのが、学校サイドと家庭との接点はとても重要だと思う。その時に、初期対応が一番大事だと思う。全部が全部そうなるとは思わないが、そこで信頼関係が築ければ、「この人になら相談できる」と思えるし、やはり最初は、まずは担任の先生からなのではないかという気がする。そして、担任の先生だけで抱えるのではなく、担任の先生が組織として、学年主任等に相談をするという形で進めていくのだと思う。ポスティングとかの前に、真っ先に担任の先生が

動いて、そして、一つの方法でうまくいかなかった時には、他の方法を提案していくというのが筋で、流れとしては当たり前のことのような気がする。説明の中で、あまりそれが見えてこなかった。家庭に行き、ポスティングや電話をしているというだけでは、何も動かないのではないかと思う。先生は現実に変だと思し、教育委員会会議でも不登校に対してどれだけ皆が努力しているかは説明を聞いているのでよくわかってはいるが、今回の説明の中には、なかなかそれが出てこなかった。やはり、家庭と担任の先生との信頼関係をどう繋ぐかということがまず一番であり、その次に、その中の対応方法として、訪問相談や、フレンドあいあいがあるというようにしていただくのがわかりやすいし、他の人が聞いても理解を得られると思う。一生懸命対応しているのは理解しているが、その辺りをしっかり説明した方が良いのではないかと思った、と発言

小熊教育長

我々としても、一番困るのは完全に動かなくなってしまった子どもをどうしていくかであり、子どもが動かなくなった原因というのは、委員御指摘のとおり、スタートの部分にあると思う。そこを落とすことがないよう、しっかりと動いたうえで、動かなくなってしまった子どもをどうしていくのか、しっかりと取り組んで行きたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第11号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰状の授与について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第11号「令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰状の授与について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回、候補者として上げたのは、個人1名、団体1団体である。個人については、習志野高等学校 野瀬氏で、第37回全国高等学校体操競技選抜大会において、資料記載の成績を収めたものである。団体については、習志野高等学校ソフトボール部で、こちらについては第39回全国高等学校女子ソフトボール選抜大会準優勝の成績を収めたものである。

以上2件について、顕彰規程に基づき、顕彰の候補者としたものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

<報告事項(4)及び議案第12号ないし議案第15号については非公開>

報告事項(4) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について

(指導課)

報告事項(4)は終了した。

議案第12号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

藤原社会教育課長

議案第12号「習志野市社会教育委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された。

議案第13号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

(社会教育課)

藤原社会教育課長

議案第13号「習志野市史編さん委員会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第13号は原案どおり可決された。

議案第14号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第14号「習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第14号は原案どおり可決された。

議案第15号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(中央公民館)

河栗中央公民館長

議案第15号「習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第15号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言